

糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(廃棄物減量等推進審議会)

第27条 市長は、法第5条の7第1項に基づき、糸魚川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 一般廃棄物処理計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する重要事項を審議すること。

3 審議会は、前項各号に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

※法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

(廃棄物減量等推進審議会の組織)

第16条 条例第27条に規定する糸魚川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 事業者

(4) 廃棄物処理業者

(5) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第18条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。